

経営所得安定対策等交付金の対象作物等の
地域別作付計画面積報告書

年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長〕

地域農業再生協議会長

経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）Ⅲの3の（2）の規定に基づき、7月1日現在における営農計画書の内容を取りまとめたので、下記のとおり報告します。

1 経営形態： _____

2 営農計画書の提出件数(交付申請者数)： _____ 件

3 畑作物の直接支払交付金の生産予定面積(単位:a)

作物名	麦				大豆	てん菜	でん粉原料用 ばれいしょ	そば	なたね
	小麦	二条大麦	六条大麦	はだか麦					
生産予定面積									
うち認定農業者									
うち認定新規就農者									

4 収入減少影響緩和交付金の生産予定面積(単位:a)

作物名	米穀	麦				大豆	てん菜	でん粉原料用 ばれいしょ
		小麦	二条大麦	六条大麦	はだか麦			
生産予定面積								
うち認定農業者								
うち認定新規就農者								

5 水田活用直接支払交付金の作付計画面積

(1)①水田活用の直接支払交付金(戦略作物助成)(単位:a)

作物名	麦	大豆	飼料作物 (除くWCS用稲)	うち子実用とうもろこし				
				うち青刈り とうもろこし	うち牧草	は種	は種以外	
作付計画面積								

作物名	WCS用稲	米粉用米	飼料用米	うち生もみを利用 する取組を除く		うち生もみを直接 利用する取組	加工用米
作付計画面積							

※ 麦、大豆、子実用とうもろこし、加工用米及び米粉用米には、畑作物産地形成促進事業及びコメ新市場開拓等促進事業の交付対象となっていない面積を記入すること。

(1)②水田活用の直接支払交付金(水田農業高収益化推進助成)(単位:a)

作物名等	高収益作物定着促進支援							その他
	野菜	うち	うち	花き・花木	果樹	うち	うち	
		加工・業務用	加工・業務用を除く			加工・業務用	加工・業務用を除く	
対象面積								

※ R4まで水田農業高収益化推進助成により高収益作物定着促進支援を受けていた農地のうち、当年において引き続き当該助成による高収益作物定着促進支援を受ける面積を記入すること。

(1)③水田活用の直接支払交付金(畑地化促進助成)(単位:a)

作物名等	高収益作物 畑地化支援	その他 畑地化支援	高収益作物 定着促進支援	うち加工・業務用		畑作物定着 促進支援	子実用とうもろ こし支援
対象面積							

(2)コメ新市場開拓等促進事業(単位:a)

作物名等	新市場 開拓用米	加工用米	米粉用米
対象面積			

(3)畑作物産地形成促進事業(単位:a)

作物名等	麦	令和7年度 畑地化対象	令和7年度畑地 化 対象を除く	大豆	令和7年度 畑地化対象	令和7年度畑地 化 対象を除く	高収益作物	令和7年度 畑地化対象	令和7年度畑地 化 対象を除く
対象面積									

作物名等	子実用 とうもろこし	令和7年度 畑地化対象	令和7年度畑地 化対象を除く	別途実施事業	
対象面積				麦	大豆

(4)畑地化促進事業(R4開始分)(単位:a)

高収益作物定着促進支援								
作物名等	野菜	うち加工・業務用	うち加工・業務用を 除く	花き・花木	果樹	うち加工・業務用	うち加工・業務用を 除く	その他
対象面積								

作物名等	畑作物定着促進支援							
	麦	大豆	飼料作物 (子実用とう もろこし以 外)	飼料作物 (子実用とう もろこし)	子実用 とうもろこし	そば	なたね	その他
対象面積								

※ R4年において、既に、水田農業高収益化推進助成により高収益作物定着促進支援を受けた農地が含まれる場合は、当該面積は対象面積から差し引いて記入してください。

(5)畑地化促進事業(R5開始分)(単位:a)

高収益作物定着促進支援								
作物名等	野菜	うち加工・業務用	うち加工・業務用を 除く	花き・花木	果樹	うち加工・業務用	うち加工・業務用を 除く	その他
対象面積								

作物名等	畑作物定着促進支援							
	麦	大豆	飼料作物 (子実用とう もろこし以 外)	飼料作物 (子実用とう もろこし)	子実用 とうもろこし	そば	なたね	その他
対象面積								

(6)畑地化促進事業(R6開始分)(単位:a)

作物名等	高収益作物定着促進支援							高収益作物 畑地化支援
	野菜	うち加工・業務用	うち加工・業務用を 除く	花き・花木	果樹	うち加工・業務用	うち加工・業務用を 除く	
対象面積								

作物名等	畑作物定着促進支援								その他 畑地化支 援
	麦	大豆	飼料作物 (子実用とう もろこし以 外)	飼料作物 (子実用とう もろこし)	子実用 とうもろこし	そば	なたね	その他	
対象面積									

作物名等	別途実施事業			
	麦	大豆	飼料作物 (は種)	飼料作物 (は種以外)
対象面積				

【参考】主食用米等及び二毛作面積(単位:a)

作物名	主食用米	二毛作面積※							
		麦	大豆	飼料作物 (除くWCS用稲)	WCS用 稲	米粉用米	飼料用米	加工用米	新市場開 拓用米
作付計画面積									

作物名	二毛作面積※		
	そば	なたね	地力増進作 物
作付計画面積			

※ 営農計画書の農地の利用計画記入欄に記載された二毛作面積の合計を記載してください。

6 水田活用直接支払交付金の交付対象農地(単位:a)

※ a (うち加入者の面積 a)	定期的な確認方法 ☐ 実測 ☐ 公的資料との確認 ☐ その他 (実測年度:) (資料名:) (確認方法:)
--	---

※ 協議会の水田情報(水田台帳等)で整理されている全ての交付対象水田(5の(1)③及び(6)の畑地化の面積は除きます。)の合計面積を記載してください。

年 月 日

〇〇地域農業再生協議会会長

■畑作物の直接支払交付金における農業者別・農産物別作付面積

[illegible]

(備考)

[illegible]

〇〇農政局長 殿
〔北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

地域農業再生協議会長

水田活用直接支払交付金対象作物面積

○水田活用の直接支払交付金(水田農業高収益化推進助成等対象面積)

[illegible]

※そば、なたね、新市場開拓用米は産地交付金の追加配分の対象。なお、地力増進作物については、各地域協議会において水田収益力強化ビジョンに位置づけた地力増進作物の作付面積を記入。

【参考】二毛作面積

[illegible]

[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]

交付申請者の農業経営の承継等に関する申出書

年 月 日

〇〇農政局長 殿
 (北海道農政事務局長
 内閣府沖縄総合事務局長)

交付申請者氏名 (法人等にあつては、
 名称及び代表者氏名)

経営承継者又は
 相続人の氏名 (法人等にあつては、
 名称及び代表者氏名)

経営所得安定対策等交付金の交付申請者から農業経営の承継又は相続により、私が代わって交付金の交付を受ける承継をすることとしたので、下記のとおり届け出ます。

記

1 農業経営の承継等に係る事由の発生日及びその内容

事由発生日	年 月 日
内容(該当するものにレ印を記入してください) ☐ 合併 ☐ 移譲 ☐ 相続 ☐ 法人化 ☐ その他(以下に具体的に事由を記入してください) []	

2 農業経営の承継等に係る内容

	〔旧〕承継前の経営体 (対策加入者)	➡ (いずれかにレ印を記入してください) 〔新〕 ☐ 承継後の経営体(経営承継者) ☐ 経営を承継しない相続人
フリガナ		
氏名・組織名称		
フリガナ		
代表者氏名		
交付申請者管理コード		
住 所	電話 ()	電話 ()

3 交付金の振込口座(口座情報の記載を間違えると、入金できませんので注意してください。)

金融機関(ゆうちょ銀行以外)									
金融機関コード(数字4ケタ)				金融機関名					
				農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金					
支店コード(数字3ケタ)				支店名					
預金種別(該当のものにレ印をつけてください)								口座番号(7ケタに満たない場合は、右づめで記入)	
☐ 普通 ☐ 当座 ☐ 別段 ☐ 通知									
口座名義人									
フリガナ									
漢字									
ゆうちょ銀行									
記号(6ケタ目がある場合は※部分に記入)					番号(右づめで記入)				
1				0	※				1
口座名義人									
フリガナ									
漢字									

(備考)

(注意事項)

- 交付申請者と経営承継者が複数の場合は、全ての経営体について記入してください。
- 農業経営の承継等があったことを確認できる書類を添付してください。
- 交付金の振込口座に該当する「通帳表紙裏ページ」の写しを添付してください。
- 収入減少影響緩和交付金の加入者から承継又は相続を受けようとする方であつて、引き続き同交付金に加入することを希望する場合は、積立金返納申出書及び積立申出書を併せて提出してください。

畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書

農林水産大臣 殿

畑作物の直接支払交付金における数量払の交付を受けたいので、以下の品質区分別生産量に基づき計算される金額の交付を申請します。

申請者	住所		申請年月日	年	月	日
	氏名又は法人・組織名		交付申請者管理コード			
	代表者名 (法人・組織のみ)		地域協議会等管理コード			

麦		品質区分別生産量									
品質区分 (等級/ランク)		小麦							二条大麦	六条大麦	はだか麦
		春期には種する小麦		秋期には種する小麦							
		(パン・中華麺用品種以外)	(パン・中華麺用品種)	(パン・中華麺用品種以外)	(パン・中華麺用品種)						
1 1 等 等 又 相 は 当	Aランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	
	Bランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	
	Cランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	
	Dランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	
2 2 等 等 又 相 は 当	Aランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	
	Bランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	
	Cランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	
	Dランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	

大豆		品質区分別 生産量
普通大豆	品質区分 (等級)	
	1等又は 1等相当	kg
	2等又は 2等相当	kg
	3等又は 3等相当	kg
特定 加工用	合格又は 合格相当	kg

てん菜		販売総数量
品質区分 (加重平均糖度)		
麦		kg

でん粉原料用 ばれいしょ		販売総数量
品質区分 (加重平均でん粉含有率)		
%		kg

なたね		販売総数量
品質区分 (品種)		
キザキノナタネ		kg
きらきら銀河		kg
キラリボシ		kg
ナナシキブ		kg
ペノカのしずく		kg
その他品種		kg

そば		品質区分別 生産量
品質区分 (等級)		
1等又は 1等相当		kg
2等又は 2等相当		kg

(注1) 品質区分別の生産量を確認できる出荷伝票等を添付してください。
(注2) 上記様式の内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

年 月 日

**経営所得安定対策等の交付金に係る自家加工販売
(直売所等での販売) 計画書兼出荷・販売等実績報告書**

(自家加工販売等農業者) 住 所

氏 名

交付申請者管理コード

1 自家加工販売(直売所等での販売) 計画

麦・大豆・そば・なたねについて、自家加工販売や直売所等での販売を予定する農業者については、その数量等について、本様式に必要事項を記載し、交付申請書(様式第1号)に添付してください。

① 原料農産物使用計画(麦・大豆・そば・なたねのうち該当する農産物を記載)

原料農産物名	年間使用量(単位: kg)	左記のうち自ら生産した数量(単位: kg)

② 商品の加工販売計画(直売所等での販売計画) 及び販売形態

商 品 名 等	年間販売予定数量(単位: kg)	商品の販売形態 (該当する形態に○を付けてください)
		自出店販売・直売所・委託販売・その他
		自出店販売・直売所・委託販売・その他
		自出店販売・直売所・委託販売・その他
		自出店販売・直売所・委託販売・その他
合 計		

販売形態が「その他」である場合の具体的な販売方法()

③ 商品の主な販売先 (該当する販売先に○を付けてください。直売所等の場合は名称等を記載してください。)

一般消費者	卸売業者	小売業者	スーパー等
直売所等	直売所等の名称:		
※ 複数の直売所等に販売している場合は、主な販売先の直売所等の情報を記載してください。	所 在 地:		
	連 絡 先:		

④ 原料農産物の生産数量を証明する書類

数量払の交付申請書を提出する際には、自ら生産した原料農産物の数量を証明する書類を提出することが必要となります。現時点で、提出する予定の証明書類に○を付けてください。

- ・ 農産物検査結果通知書の写し
 - ・ 品種名・数量が分かる品位等検査結果の写し
 - ・ 品質区分の確認の結果を証明した書類の写し
 - ・ 製油業者等に製油を委託した原料の数量が分かる伝票の写し
 - ・ 農協等に乾燥・調製を委託した場合の乾燥・調製後の数量が分かる伝票の写し
 - ・ そのほか生産数量を客観的に確認できる書類()
- ※具体的な書類を()に記載してください。

※ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号)第5条第1項の規定に基づき、総合化事業計画に係る認定を受けた者は、本計画書の1の内容について、総合化事業計画により確認できる場合、同計画の写しの提出により記載に代えることができます。

2 自家加工販売(直売所等での販売)出荷・販売等実績報告書

前年産の麦・大豆・そば・なたねについて、自家加工販売や直売所等での販売を行った者については、その数量等について、実績を記載してください。

① 原料農産物使用実績(麦・大豆・そば・なたねのうち該当する農産物を記載)

原料農産物名	年間使用量(単位: kg)	左記のうち自ら生産した数量(単位: kg)

② 商品の加工販売実績(直売所等での販売実績)及び販売形態

商 品 名 等	年間販売数量(単位: kg)	商品の販売形態 (該当する欄に○を付けてください)
		自出店販売・直売所・委託販売・その他
		自出店販売・直売所・委託販売・その他
		自出店販売・直売所・委託販売・その他
		自出店販売・直売所・委託販売・その他
合 計		

【注意】自家加工販売や直売所等での販売を行っていた者であって、前年産の当該農産物に係る数量払の交付申請時点において、自家加工販売の原料に供する予定であった数量又は直売所等で販売する予定であった数量について、確実に出荷・販売したことが分かる出荷・販売伝票の写し等の一つを添付してください。

なお、出荷・販売伝票の写し等の書類の提出がなく、出荷・販売したことが確認できない場合には、前年産の当該農産物に係る数量払の交付金を返還していただく場合があります。

年産

収入減少影響緩和交付金の交付申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者 住 所
氏 名 [法人等にあつては、名称及び代表者の氏名]

交付申請者管理コード

収入減少影響緩和交付金の交付を受けたいので、以下の生産実績数量に基づき計算される金額の交付を申請します。

1 米穀

(1) 農産物検査3等相当以上かつ、農協又は主食集荷組合傘下業者へ販売又は販売委託した数量

地域等区分	出荷・販売先	(積立申出時) 契約数量	生産実績数量 (出荷・販売実績数量)
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg

(2) 農産物検査3等相当以上かつ、(1)以外の者に直接販売した数量

地域等区分	販売先 下記から選択してください ①卸・小売 ②外食・中食 ③消費者 ④その他	(積立申出時) 販売計画数量	生産実績数量 (販売実績数量)
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg

(3) 合計((1)+(2))

地域等区分	生産実績数量
	kg
	kg

- (注意事項)
- 米穀の生産実績数量の記入に当たっては、種子用に供される米穀、用途限定米穀及び自家消費米その他の本交付金の交付対象とならない米穀は、生産実績数量には含めないでください。
 - 1の(1)の出荷・販売先別の生産実績数量(出荷・販売実績数量)が、積立申出時の契約数量を超過する場合は、更新後の契約数量を確認できる書類を併せて提出してください。更新後の契約数量が確認できない場合は、積立申出時の契約数量が生産実績数量となります。

2 畑作物

- 北海道・収入保険に加入している構成員のいる集落営農 ⇒内訳を裏面に記載します。
- 上記以外 ⇒畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書に記載した品目ごとの品質区分別生産量の合計を、収入減少影響緩和交付金における生産実績数量として申請します(裏面は省略します)。

(北海道・収入保険に加入している構成員のいる集落営農に該当する場合)

畑作物

対象農産物	地域等区分	生産実績数量
		kg
		kg
		kg
		kg
		kg
		kg
		kg
		kg
		kg

(注意事項)

- 収入保険に加入している構成員のいる集落営農にあつては、米穀及び畑作物のいずれも、対象農産物ごと、地域等区分ごとの生産実績数量から、当該構成員の分を除いた生産実績数量を申告してください。
- 米穀及び畑作物のいずれも、対象農産物ごと、地域等区分ごとの生産実績数量を確認できる書類を添付してください（畑作物の直接支払交付金における数量払（以下「数量払」と言います。）の交付申請数量と同じ数量の場合は、添付する必要はありません。）。また、集落営農であつてその構成員に収入保険に加入している者がいる場合にあつては、当該構成員に係る数量を確認できる書類も添付してください。
- 生産予定面積の申出の有無に関わらず、数量払の交付対象数量がある対象農産物については、生産実績数量として交付対象となりますので、当該対象農産物に係る生産実績数量を全て申告してください。

収入減少影響緩和交付金に係る地域等区分申請書

年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿
(地方農政局長等経由)

都道府県知事

収入減少影響緩和交付金に係る単位面積当たり標準的収入額、当年産単位面積当たり収入額及び共済金相当額の算出について、経営所得安定対策等実施要綱(平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知)別紙 7 の 4 の(2)により、下記のとおり地域等区分の設定を申請します。

記

地域等区分の方法	区分する理由	販売価格、単収等の採り方

様式第 10－3 号

収入減少影響緩和交付金に係る地域等区分データ報告書

年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿
(地方農政局長等経由)

都道府県知事

年度収入減少影響緩和交付金に係る地域等区分ごとの単位面積当たり標準的収入額、当年産単位面積当たり収入額及び共済金相当額の算出に必要なデータについて、経営所得安定対策等実施要綱(平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知)別紙 7 の 4 の(4)の規定により、別添のとおり報告します。

(米穀のうち、食糧法第 52 条第 1 項の報告徴収の対象となっていないものの販売価格を報告する場合は、その根拠となった全農等と販売の相手先との相対取引による販売価格及び販売数量が分かる書類(集出荷団体等から徴収した調査票など)を添付してください。)

収入減少影響緩和交付金の積立金返納状況報告書

年 月 日

地方農政局長 殿

北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長

積立金管理者（組織名）
代表者氏名

年 月 日付けで収入減少影響緩和交付金の積立金返納額指示書により通知のあった件について、下記のとおり報告します。

記

1 積立金返納完了年月日

年 月 日

2 積立金返納後の積立金の全額（残高）

円

注）口座残高と積立金残高が異なる場合は積立金残高を記載すること。

収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者指定申請書

年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿
(地方農政局長等経由)

住 所
組織の名称
代表者氏名

収入減少影響緩和交付金における対策加入者の積立金の管理について、下記に掲げる業務を適正に実施するので、当該交付金に係る積立金管理者に指定されたく申請します。

記

- 1 積立金を適切に管理するための決済用預金又は決済用貯金の口座を開設すること。
- 2 1 の口座に係る帳簿の整備を行うこと。
- 3 地方農政局長等が積立金を積み立てている者の当該積立金の額を地方農政局長等に対して報告するよう指示をした場合には、当該指示に従って報告すること。
- 4 地方農政局長等が積立金を積み立てている者に対して当該積立金を返納するよう指示した場合には、当該指示に従って返納すること。
- 5 毎年 3 月 31 日までに、「収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理状況報告書」(様式第 10－9 号)により、積立金の管理の状況を地方農政局長等を経由して農林水産大臣に報告すること。
- 6 その他積立金の適切な管理に必要な事項を実施すること。
具体的には、「収入減少影響緩和交付金に係る積立金残高報告書」(様式第 10－10 号)により、1 の口座の毎月末の残高を地方農政局長等に報告し、確認を受けること等積立金の適切な管理に必要な事項を実施する。

(注意事項)

組織の定款又は規約の写しを添付してください。

収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者報告書

年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿
(地方農政局長等経由)

積立金管理者（組織名）
代表者氏名

経営所得安定対策等実施要綱(平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号
農林水産事務次官依命通知)別紙 10 の 1 の(3)の規定により、下記のとおり
報告します。

記

1 当座預金口座

金融機関名	支店名	口座番号	口座名義

2 事務取扱責任者

役 職	氏 名

(注意事項)

収入減少影響緩和交付金に係る積立金の管理を行う旨を定めた定款又は規約の写しを添付してください。

収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者変更届

年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿
(地方農政局長等経由)

積立金管理者 (組織名)
代表者氏名

経営所得安定対策等実施要綱(平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号
農林水産事務次官依命通知)別紙 10 の 1 の(4)の規定により、変更があつた内容を届け出ます。

記

1 変更の理由

2 変更事項 (変更前)

(変更後)

3 変更の時期

(注意事項)

- 1 都道府県知事の意見を添付してください(別紙 10 の 1 の(4)に規定する、主たる事務所の移転による住所変更等の軽微な変更を行う場合には、都道府県知事の意見を添付する必要はありません。)。
- 2 定款又は規約の変更の場合には、その内容が分かる資料(総会議案、総会議事録、総会で決定した変更後の定款又は規約等)を添付してください。なお、本届出に変更後の定款又は規約を添付することに代えて、収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者報告書変更届(様式第 10－8 号)の提出の際に変更後の定款又は規約を添付することができます。
- 3 「3 変更の時期」は、総会等で決定した変更の日を記載してください。組織の合併による変更の場合には、合併後の組織に積立金管理者の事業が承継される日とするなど、積立金管理者の総会決定及び合併後の組織の総会決定に基づき、合併後の組織が同事業を開始する日を記載してください。

収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者報告書変更届

年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿
(地方農政局長等経由)

積立金管理者（組織名）
代表者氏名

経営所得安定対策等実施要綱(平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号
農林水産事務次官依命通知)別紙 10 の 1 の(5)の規定により、変更があつ
た内容を届け出ます。

記

1 積立金を管理する口座の変更

	金融機関名	金融機関 コード [*]	支店名	支店 コード [*]	種目	口座番号	(フリガナ) 口座名義
変更前							
変更後							

2 事務取扱責任者の変更

	役 職	氏 名
変更前		
変更後		

(注意事項)

定款又は規約の変更があつた場合には、その写しを添付してください。

農 林 水 産 大 臣 殿
(地方農政局長等經由)

経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)別紙10の3の(5)により、年度の積立金の管理状況について下記のとおり報告します。

1 積立金の収支状況

	金 額
期首残高（ 年 4 月 1 日）①	円
年間収入額②	円
年間支出額③	円
期末残高（ 年 3 月 31 日） ④＝①＋②－③	円

2 その他報告事項

[illegible]

収入減少影響緩和交付金に係る積立金残高報告書

年 月 日

地方農政局長 殿
北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長

積立金管理者（組織名）
代表者氏名

経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)別紙10の3の(6)の規定に基づき、積立金の残高について下記のとおり報告します。

記

1 積立金の残高

	金 額
年 月末日現在残高	円

(注) 口座の残高及び取引明細を証する書類(通帳の写し等)を添付してください。

2 その他報告事項

--	--

申請者 住所氏名 { 法人等にあつては、名称及び代表者の氏名 }

[illegible]

契約数量なしの場合はチェック	☐
----------------	--------------------------

[illegible]

販売計画数量なしの場合はチェック	☐
------------------	--------------------------

[illegible]

地域等区分	当年産の 契約数量及び販売計画数量
	kg
	kg

水田活用直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書

年 月 日

〇〇地方農政局長 殿
（ 北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 ）

報告（誓約）者 住所
氏名

交付申請者管理コード

経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）Ⅳの第 2 の 1 の（4）の②、Ⅳの第 2 の 2 の（8）の⑥のイ、Ⅳの第 2 の 3 の（8）の⑥のイ及びⅣの第 2 の 4 の（3）の②の規定に基づき、下記のとおり、出荷・販売状況が分かる書類を提出します。

記

1 対象作物ごとの出荷・販売状況が分かる提出書類

裏面のチェックリスト中、「今回提出」としたものについては、対象作物ごとに、当年産の出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等のうちの一つを添付して報告します。

「来年の 6 月 30 日までに提出」としたものについては、申告どおり、対象作物ごとに、当年産の出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等のうちの一つを提出することを誓約します。

（注 1）交付申請している対象作物名の口に✓（チェック）を付けた上で、対象作物ごとの出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等の確認書類の提出方法について、該当する提出方法の口に✓（チェック）を付けてください。

（注 2）畑作物の直接支払交付金（数量払）に交付申請した方で、同交付金（数量払）の交付申請手続において、水田活用直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売状況が分かる書類を提出する（提出した）方は、「畑作物の直接支払交付金で提出」の口に✓（チェック）を付けてください（本報告で出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等を提出する必要はありません。）。

（注 3）対象作物について、自家加工や直売所等での販売のみに供する場合には、確認書類として「水田活用直接支払交付金の対象作物に係る自家加工販売（直売所等での販売）実績報告書」（参考様式 2）を作成して提出してください。

（注 4）飼料作物について、自らの畜産経営の用に供する場合は、「水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る自家加工販売（飼料作物の自家利用）記録」（参考様式 3）を作成・保管し、地方農政局等の求めに応じて提出できるようにしてください。

（注 5）麦・大豆等の畑作物の直接支払交付金の対象品目であって、当該交付金の交付申請がなされていない品目及び飼料作物については、収量や交付申請者等が有する給餌記録、放牧の記録等を保管し、地方農政局等の求めに応じて提出できるようにしてください。

【チェックリスト】

対象作物名	出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等の提出方法
☐ 麦	☐ 畑作物の直接支払交付金で提出 ☐ 今回提出 ☐ 来年の6月30日までに提出
☐ 大豆	☐ 畑作物の直接支払交付金で提出 ☐ 今回提出 ☐ 来年の6月30日までに提出
☐ そば	☐ 畑作物の直接支払交付金で提出 ☐ 今回提出 ☐ 来年の6月30日までに提出
☐ なたね	☐ 畑作物の直接支払交付金で提出 ☐ 今回提出 ☐ 来年の6月30日までに提出
☐ 米粉用米	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に規定される生産集出荷数量一覧表で本年の12月20日までに提出
☐ 飼料用米	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に規定される生産集出荷数量一覧表で本年の12月20日までに提出
☐ W C S 用稲	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に規定される生産集出荷数量一覧表で本年の12月20日までに提出
☐ 加工用米	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に規定される生産集出荷数量一覧表で本年の12月20日までに提出
☐ 新市場開拓用米 (産地交付金)	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に規定される生産集出荷数量一覧表で本年の12月20日までに提出
☐ 飼料作物	☐ 今回提出 ☐ 来年の6月30日までに提出
☐ 地域振興作物 (産地交付金、水田農業高収益化推進助成、畑地化促進助成、畑作物産地形成促進事業及び畑地化促進事業)	☐ 畑作物の直接支払交付金で提出 ☐ 今回提出 ☐ 来年の6月30日までに提出

※コメ新市場開拓等促進事業に申請した場合は、米粉用米、加工用米及び新市場開拓用米のうち該当する品目にチェックを入れてください。

2 交付金の返還

正当な理由なく1で申告した時期までに出荷・販売状況が分かる書類を提出しない場合、又は虚偽の報告をした場合には、その作物に係る交付金を返還します。